

公安委員会 説明資料No. 1	「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集について	令和2年11月5日 長官官房
--------------------	---	-------------------

1 趣旨

「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、行政手続における押印規制の抜本的な見直し等が掲げられていることなどを踏まえ、押印規制の見直し等を図るため、「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令案」等を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 概要

(1) 内閣府令の改正

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等に定める申請書等の様式において、国民や事業者等に、署名や押印を求めないこととする。

また、警備業法施行規則等に定める書類の様式について、様式中の性別欄を削除するなど所要の改正を行うこととする。

(2) 国家公安委員会規則の改正

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等に定める申請書等の様式において、国民や事業者等に、署名や押印を求めないこととする。

また、地方警務官の懲戒の取扱いに関する規程に定める書類の様式において必要とされている、警察庁の内部手続に係る押印を求めないこととする。

さらに、警備員等の検定等に関する規則等に定める書類の様式について、様式中の性別欄を削除するなど所要の改正を行うこととする。

(3) 経過措置

上記(1)・(2)共に、施行後においても、当分の間は、施行前に国民や事業者等が入手していた現行の様式を署名や押印を行うことなく使用することができるよう、経過措置を設けることとする。

3 期間

令和2年11月7日（土）から令和2年12月13日（日）まで（37日間）
（うち7日間はパブリックコメント受付システム停止期間）

1 概要

政府全体の押印廃止の取組に伴い、別記様式の押印を廃止するなどの犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正案について、意見公募手続を実施するもの

2 改正案の概要

(1) 押印の廃止（別記様式第1号及び第4号）

別記様式第1号及び第4号の押印を廃止するもの

(2) 簡素な顧客管理を行うことが許容される取引に、特定事業者がその子会社等を顧客等として行う取引を追加（第4条第1項及び第3項）

特定事業者がその子会社等を顧客等として行う取引であって、現に当該取引の任に当たっている自然人が委任状を有していること等により当該顧客等のために当該取引の任に当たっていると認められるものについて、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引に追加し、取引時確認義務等の対象取引から除外するもの

(3) 平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震及び令和元年台風19号に係る特例を廃止（附則第6条、第7条及び第8条）

平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震及び令和元年台風19号に係る次の特例について、施行から相当の期間が経過し、適用実績も低調となっていることから、削除するもの

- ・ 寄附金の現金振込みのうち、振込みに係る額が200万円以下のものに限り、取引時確認義務等の対象取引から除外
- ・ 身分証の提示等が困難であると認められる被災者に係る本人特定事項の確認方法について、当分の間、その者からの申告を確認方法として許容

(4) その他

その他所要の改正を行うもの

(5) 施行期日

公布の日

3 今後の予定

意見公募手続：令和2年11月7日から令和2年12月13日まで

公安委員会	「犯罪収益移転危険度調査書」の	令和2年11月5日
説明資料No. 3	作成・公表について	刑事局

1 趣旨

犯罪収益移転防止法に基づき、国家公安委員会が、毎年、事業者が行う取引の種別ごとにマネー・ローンダリング等に悪用される危険度等を記載した「犯罪収益移転危険度調査書」を作成・公表するもの。

事業者は、調査書の記載内容を勘案して、マネー・ローンダリング等の疑いの有無を判断の上、疑わしい取引の届出を行うとともに、取引時確認等を的確に行うための措置を講じることとなる。

2 調査書の概要

- 特定事業者が取り扱う各種「商品・サービス」を評価の対象として、それぞれマネー・ローンダリング等に悪用される危険性を記載した上で、取引形態、国・地域、顧客の属性の観点別に、危険度を高める要因を記載。
- 危険度を低下させる要因として、資金の原資が明らかな取引、蓄財性がない又は低い取引等を記載。
- マネー・ローンダリング等対策に関する事業者等の取組事例や、効果的な疑わしい取引の届出内容等を記載。

3 昨年からの主な変更点

- 我が国を取り巻くマネー・ローンダリング等に関する様々なリスクを俯瞰するため、我が国の環境について、新たに項目を設けて記載するとともに、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を踏まえ、同感染症に関連する犯罪情勢等を記載（13頁～）。
- 事業者のより一層の理解と取組の更なる推進を図ることを目的として昨年から記載をしている「疑わしい取引の届出を端緒として検挙した事例」において、より多様な事業者からの届出について記載（28頁～）。
- マネー・ローンダリング等対策に関する具体的な着眼点を提供するため、準暴力団や国際テロリストに関する記載を拡充（120頁、125頁～）。

公安委員会	「道路交通法施行令の一部を改正	令和2年11月5日
説明資料No. 4	する政令案」等について	交 通 局

1 概要

道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）等の下位法令について所要の改正等を行うもの。

2 主な内容

(1) 道路交通法施行令の一部を改正する政令案

準中型自動車免許を受けた者が普通自動車を運転する場合における、初心運転者標識の表示義務を免除される者を定める。

(2) 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を令和2年12月1日とする。

(3) 道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令案

- ・ 押して歩いている者を歩行者とする車両の大きさ等の基準を定める。
- ・ 自転車道を通行することができる車両の大きさ等の基準を定める。
- ・ 停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外する場合において、停車又は駐車に関係のある者が合意する事項を定めるとともに、停車又は駐車に関係のある者を定める。
- ・ 車輪止め装置の取付けの措置による違法駐車行為の防止に係る規定を削除する。

3 意見公募手続の実施結果

2(1)及び(3)について意見公募手続（9月25日から10月24日まで）を実施した結果、「再取得者マーク」の表示を義務付けるべき旨の1件の意見が寄せられたが、免許再取得者に対しては、普通自動車の運転に関する技能・知識が普通自動車免許を1年以上受けている者と同等以上に定着していると評価することができる場合を除き、初心運転者標識の表示を義務付けることとしており、これに加えて新たな標識の表示を義務付ける必要はないと考えられることから、原案の内容を維持することとし、技術的な修正のみを行った。